

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十三日

鹿児島県霧島市福山町福山五三五一番地

株式会社福山テクノ

代表取締役 瀬戸口 浩

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるマーティン・ジャレット・ハミルトンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十三日

東京都三鷹市下連雀三二一七ゲン・ハイム一〇一号

TONARI ANIMATION INC.

日本における代表者 マーティン・ジャレット・ハミルトン

投資主総会招集公告

令和七年八月二十七日に投資主総会を開催いたします。規約第十七条第一項の規定に従い、令和七年五月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主といたします。

令和七年六月十三日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ケネディクス・プライベート投資法人

執行役員 市川 徹志

株式売渡請求につき株券提出公告

当社の特別支配株主である中部・北陸地域活性化投資事業有限責任組合より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、株式売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月十三日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズMORIタワー

株式会社NSSK C-H A

代表取締役 津坂 純

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額五万円を一万円に減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年六月十三日

大阪府東大阪市長堂二丁目一六番一八号

森庄ビル2F

ワールドサポート事業協同組合

代表理事 大木 信吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千八百万円減少し十二億九千六百九十六万五千円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

<http://www.web-kokoku.jp/14361/14361.html>

令和七年六月十三日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

巨大特定目的会社

取締役 福永 隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和七年六月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

さざんか特定目的会社

取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十七億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.web-public-notice.jp/440U56S-00035>

令和七年六月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一号

ピービーエフエー・ジャパン・ツー特定

目的会社

取締役 中村 武

確定給付企業年金の清算公告(第二回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年六月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除外します。

令和七年六月十三日

静岡県袋井市宇刈二五〇五番地の二

株式会社ヤマハリゾート

確定給付企業年金清算人 細川 修

取消公告

令和七年六月六日(号外第一二五号)掲載の第三十一期決算公告(枠組)は取消します。

令和七年六月十三日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

株式会社OTTランスポート

代表取締役社長 清水 康司

取消公告

令和七年四月二十五日(号外第九十四号)掲載の解散公告は取消します。

令和七年六月十三日

大阪府西成区北津守二丁目二番一三三号

ネクストシステム株式会社

代表取締役 古藤 青

正 誤

ページ 行 誤 正

令和七年六月六日(号外第百二十五号)公布条約第三号(千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書)

(印刷誤り)
五四下 一六 行頭を一字上げる。

令和六年六月七日公布経済産業省令第三十六号(計量単位規則の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

三下 一〇 別表第三(第2条関係) 一 接頭語 二 記号 三 記号 四 記号 五 記号 六 記号 七 記号 八 記号 九 記号 一〇 記号 一一 記号 一二 記号 一三 記号 一四 記号 一五 記号 一六 記号 一七 記号 一八 記号 一九 記号 二〇 記号 二一 記号 二二 記号 二三 記号 二四 記号 二五 記号 二六 記号 二七 記号 二八 記号 二九 記号 三〇 記号 三一 記号 三二 記号 三三 記号 三四 記号 三五 記号 三六 記号 三七 記号 三八 記号 三九 記号 四〇 記号 四一 記号 四二 記号 四三 記号 四四 記号 四五 記号 四六 記号 四七 記号 四八 記号 四九 記号 五〇 記号 五一 記号 五二 記号 五三 記号 五四 記号 五五 記号 五六 記号 五七 記号 五八 記号 五九 記号 六〇 記号 六一 記号 六二 記号 六三 記号 六四 記号 六五 記号 六六 記号 六七 記号 六八 記号 六九 記号 七〇 記号 七一 記号 七二 記号 七三 記号 七四 記号 七五 記号 七六 記号 七七 記号 七八 記号 七九 記号 八〇 記号 八一 記号 八二 記号 八三 記号 八四 記号 八五 記号 八六 記号 八七 記号 八八 記号 八九 記号 九〇 記号 九一 記号 九二 記号 九三 記号 九四 記号 九五 記号 九六 記号 九七 記号 九八 記号 九九 記号 一〇〇 記号

令和七年三月三十一日(号外第七十一号)公布経済産業省令第二十一号(みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

改正前欄あるものに限る者に限る

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七

二一七